

土岐市社会福祉協議会特定相談支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する土岐市社会福祉協議会特定相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定計画相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 土岐市社会福祉協議会特定相談支援事業所
- （2）所在地 岐阜県土岐市下石町1060番地（土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐内）
- （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）相談支援専門員 1名（常勤職員 1名）

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般の相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- （ア）アセスメントを実施すること。
- （イ）サービス等利用計画書を作成すること。
- （ウ）サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
- （エ）モニタリングを実施すること。
- （オ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （カ）利用者等からの依頼により、利用者が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- （キ）その他必要な相談及び援助。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- （3）サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （4）サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

（指定計画相談支援を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者（18歳未満の者を含む）
- （2）知的障害者（18歳未満の者を含む）

（指定計画相談支援の提供方法及び内容）

第7条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- （1）サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

- （2）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

（ア）適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

（イ）利用者等の居宅を訪問し、利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- （3）サービス等利用計画案の作成

（ア）アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

（イ）サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

（ウ）サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

- （4）サービス等利用計画の作成

（ア）支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（イ）（ア）に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

（ウ）サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する

ものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

（ア）利用者等及び福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

（イ）モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（１）から（５）に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

（利用者等から受領する費用の額等）

第 8 条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者等から法第 51 条の 17 第 2 項の規定により算定された計画相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。

複写物の交付

料金：1枚につき 10円

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 9 条 事業所は、利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 46 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、土岐市の全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 11 条 指定計画相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 12 条 提供した指定計画相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により岐阜県知事が、また、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書

その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、又は利用者等の苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（連絡調整に対する協力）

第 15 条 事業者は、指定計画相談支援の利用について市町村又は他の相談支援事業を行う者等が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（利益供与等の禁止）

第 16 条 事業者は、利用者等に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業者は、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（地域との連携等）

第 17 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業者は、通常の事業の実施地域の障害福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（記録の整備）

第 18 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者等に対する指定相談支援事業に関する次の各号に掲げる記録を整備し、指定計画相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

- （1）福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- （2）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第19条 事業者は、利用者等に対し適切な指定計画相談支援ができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(掲示)

第20条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人土岐市社会福祉協議会と本事業所の管理者及び関係行政機関との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月16日から施行する。